

平成29年12月1日

お知らせ

資料提供先：鳥取県政記者会  
鳥取市政記者クラブ

## 国道53号智頭町市瀬（土砂流出箇所） 事前通行規制の雨量基準を変更しました

ちづちょういちのせ

国道53号八頭郡智頭町市瀬地内においては、平成29年6月1日に発生した土砂流出に伴い、交通の安全を確保するため、平成29年7月20日より雨量が基準に達した場合、事前通行規制（全面通行止め）を実施していますが、土砂流出対策が一部完了したことにより、雨量基準を変更しましたので、お知らせします。

	現規制基準	変更規制基準
時間雨量	<u>20mm</u> に達することが予想される場合	<u>35mm</u> 以上に達した場合
連続雨量	<u>40mm</u> 以上に達した場合	<u>100mm</u> 以上に達した場合

変更後の適用については、平成29年12月1日からとする。

### 問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

総括保全対策官 中丸 勝利

【担当】道路管理第一課長 角本 弘道

TEL 0857-22-8435（代表）

FAX 0857-29-1819

鳥取県 県土整備部 治山砂防課

治山砂防課長 的場 善博

治山担当係長 吉竹 紀幸

TEL 0857-26-7695

FAX 0857-26-8130

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

道路の異常を発見したら・・・ 道路緊急ダイヤル 緊急通報#9910へ

# ■国・県における土砂流出対策進捗状況(全体)

